

分担金・拠出金の名称		国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 （当初予算）	190,418千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 UNRWAは1948年のイスラエル独立に伴う第一次中東戦争（パレスチナ戦争）の結果発生したパレスチナ難民の救済を目的として、1949年12月に設立。本部はガザ（パレスチナ）とアンマン（ヨルダン）に所在。ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸地区及びガザ地区に居住するパレスチナ難民に対し、保健・医療、教育等の救済事業を実施している。 (2) 拠出に当たっての成果目標 UNRWAに登録されているパレスチナ難民への支援の達成				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・UNRWAはパレスチナ難民への人道・開発支援を直接提供する特殊な国際機関として、人間開発目標の達成に向け、2016－2021年の中期計画を作成し、当該計画に基づきパレスチナ難民について、人権保護、健康な生活の確保、子どもたちの平等な教育アクセスの確保、生活支援・生計向上支援、基本的生活ニーズの確保にかかる住環境改善支援を実施している。 ・UNRWAは、脆弱な難民を支援することにより日本の国際貢献の基本理念である「人間の安全保障」に貢献している。 ・UNRWAは、2016年（1～12月）、パレスチナ難民の約50万人の子どもたちに対する教育機会の提供、パレスチナ難民に対する約8百万回／年の保険診療の実施、生活に困窮するパレスチナ難民約25万人に対する食糧援助等の社会救済サービスの提供、パレスチナ難民の若者約7千人に職業訓練の機会の提供を実施した。また緊急事態下にあるシリア周辺、ガザのパレスチナ難民約140万人に対する緊急人道支援を提供した。 ・UNRWAは、隔週でドナーに対しその活動状況を周知している。また、定期的な広報キャンペーンの実施、毎週のパレスチナ難民のヒューマンストーリー含むフィールドレポート（ガザ）の発行等を通じ、パレスチナ難民問題の啓発等広報活動を積極的に実施している。また、日本においてはUNRWA事務局長訪日の際にメディアとのインタビューを設定するなど、その事業に係る啓発活動・広報に努めている。 ・UNRWAの活動は、全て持続可能な開発目標（SDGs）の方向性に合致した形で実施されている。また、緊急事態下での教育サービスの提供に関しては、過去70年の経験を活かし、国連児童基金（UNICEF）や国連教育科学文化機関（UNESCO）等とも連携し、国際会議等での知見の共有を積極的に行っている。難民の生活習慣病等の改善に関する取組は、他の難民支援にも有効な経験として、世界保健機関（WHO）総会を含めた各種国際会議等でその取組と成功を積極的に発信している。 ・教育、保健、緊急人道支援等を実施する他の国連機関と緊密な連携を行い、支援の効率性と質の向上に取り組んでいる。 ・UNRWAの事務局長の毎年秋頃来日の機会（直近では2016年10月、事務局長が訪日し、日本側の政務レベル等との意見交換を実施した。）及び戦略対話（年一回、対パレスチナ日本政府代表事務所長とUNRWA幹部間で行う。）において意見交換を行っているほか、UNRWA事務局長と対パレスチナ日本政府代表事務所長との間でも不定期に意見交換を実施しており、これらの機会を通じて、日本側の意見をUNRWAの支援事業に反映させている。 ・2010年から行われているUNRWAの支援事業の一つである教育・保健改革は他ドナーや国際機関から高い評価を得ている。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・UNRWA内の独立監査・調査室による内部監査、国連の内部監査部（OIOS）による内部評価、国連会計監査委員会（BOA）による外部監査が実施されている。 ・OIOSによる内部評価については、その結果を年2回の諮問委員会（5月及び11月）でドナー等に報告し、ドナー等からの意見も踏まえ、将来の事業に反映している。また、毎月月末に外務本省を含め関係ドナーに対し月次財務報告を行っている。 ・執行済みの予算に関する会計報告については、年次報告書とともに夏頃に外務本省にも配布されている。また、UNRWAは毎年夏頃に国連総会への会計報告を行っている。 ・監査等の結果、また慢性化する財政難の状況を踏まえつつ、効率的・効果的な資金配分とその説明責任の強化に取り組んでいる。 ・2010年以降、優先事業である教育・保健事業の改善を図り、事業の効率化とサービスの質の向上を達成している。 ・2015年同様、2016年も財政赤字に直面したものの、UNRWA諮問委員会の勧告・アドバイス等を得つつ、事業見直し及び関係各国への戦略的な働きかけを行い、最終的にギャップを埋めることに成功した。 ・2017－2018の期間を対象とした国際機関評価ネットワーク（MOPAN）の評価対象となっており、今後、MOPANによる評価が行われる予定。 ・UNRWAの事務局長が毎年秋頃来日している。前回は2016年10月に訪日し、日本側の政務レベル等との意見交換を実施した。さらに、戦略対話（年一回）を行う他、事務局長と対パレスチナ日政府代表事務所長との間での意見交換を不定期（主に支援に関する署名のタイミング）を実施。これらの意見交換の機会及びUNRWA諮問委員会において、UNRWAの組織・財政マネジメントの改善を働きかけており、UNRWAは優先事業の絞り込みや予算の効率化を図っている。				

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・UNRWAは、日本からの拠出を通じて、パレスチナ(ガザ及びヨルダン地区西岸)、ヨルダン、シリア、レバノンでパレスチナ難民向けの人道・開発支援活動を実施しており、日本の重要外交課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。主要ドナーである日本が拠出を減額した場合、人間の安全保障の国際的な浸透に著しい支障を来すとともに、中東の安定と繁栄の推進にも影響を与えることとなり、日本の中東和平問題に対する具体的な対応の一つであるUNRWAを通じたパレスチナ難民支援の実施が困難になりかねない。 ・UNRWAは、ヨルダン、シリア、ヨルダン川西岸地域及びガザ地域などアクセス困難な地域を含む地域で活動を実施しており、二国間支援と補完しあうことで、包括的・効率的なパレスチナ難民支援の実施が可能となっている。 また、UNRWAは、JICAや日本のNGOが実施する開発協力との連動性・連携を高めるべく、渉外広報局にJICAから派遣されている職員を中心に、計画段階(Plan)からJICAや日本のNGOと積極的に意見交換を行っている。これにより、現在複数の案件において、密接な連携が確保されており、日本の支援の相乗効果の発現に寄与している。 ・年1回の戦略的対話、UNRWA事務局長が毎年訪日する際などに行う定期的なハイレベルでの意見交換において、我が国の優先事項や意向をUNRWAに伝えており、我が国からの拠出を通じて実施されるUNRWAの支援事業はそれらに合致した形で実施されている。 ・上記のとおり、UNRWA事務局長が毎年秋頃来日している。直近では2016年10月に訪日し、日本側の政務レベル等との意見交換を実施した。さらに、年一回の戦略対話のほか、UNRWA幹部と対パレスチナ日本政府代表事務所長との間での意見交換を不定期に実施している。これらの機会を通じて、日本側の意見をUNRWAの支援事業に反映させている。 ・UNRWAは、直接パレスチナ難民向けに教育・保健・社会救済等のサービスを提供している特殊な国連機関であり、日本のNGOを事業実施パートナーとして活用することは難しいものの、上述のとおり現地レベルでも、またUNRWA事務局長の訪日時においてもパレスチナで活動する日本のNGOとの意見交換を実施し、それぞれの活動の相乗効果の発現を図るとともに、協力の可能性を模索している。また、同じ機会に日本企業との意見交換も実施し、UNRWA事業における日本企業との連携の可能性を模索している。 ・毎年5月と11月に開催されるUNRWA諮問委員会にメンバー国として恒常的かつ積極的に出席することにより、日本外交の方針と同方針に基づいてUNRWAに期待する役割を伝達し、これに合致した取組を増強させている。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・UNRWAにおいては、日本人職員(専門職以上)の人数は、2015年の3名から、2016年には4名に増加した。うち1名は、UNRWAにおける意思決定に関与する幹部クラス(Dレベル相当以上)。UNRWAの全職員数(専門職以上)に占める日本人職員(専門職以上)の割合は約2%(2016年末)。その他、日本人職員はJPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)派遣による職員が2名、平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業によるUNV派遣による職員1名が活躍している。 ・さらにJICAからUNRWAに職員が派遣されており、人道と開発の連携に共同で取り組むとともに、より緊密な意思疎通を図っている。 ・日本人の適正な地位の確保に関しては、日本人職員がUNRWAの優先分野である保健部門のトップという要職を務めている。 ・日本は、諮問委員会のメンバーとして本会議のみならず、財政作業部会にもメンバーとして参加しており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。 ・UNRWAは日本人職員増強を強く希望しており、国際機関人事センターとの関係構築、JPO派遣職員の訪日時的人事セミナーへの参加可能性を探るなど、日本人職員増強に向けて我が国に積極的に協力している。その結果、当該機関における日本人職員は、上述のとおり2015年の3名から4名、JPO、平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業によるUNV派遣による職員を含めれば合計7名となった。 ・在外公館を通じて、定期的に当該機関人事部との間で意見交換や申入れ等を実施している。また事務局長の訪日をはじめとするハイレベルの要人往来などの機会に、我が国からの先方に働きかけた結果、UNRWA側も日本人職員の採用・活用に努力し、昨年、約7年ぶりにJPO派遣職員の受入が行われるなどの進展があった。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	日本の拠出金の執行管理につき、以下のPDCAサイクルを通じ、適切な報告・フォローアップが行われている。 PLAN: 要人往来等の際に実施する政策調整の際で共有した我が国外交政策の重点分野に沿った分野でのプロジェクトプロポーザルの精査。 DO: 予算拠出。ビジビリティの確保・広報に留意しつつ、諮問委員会、不定期協議やドナー視察等を通じて案件実施をモニタリング。 CHECK: 最終報告書により成果目標等を確認。OIOSやMOPANの評価も参照。 ACT: ハイレベルの意見交換や諮問委員会、その他の不定期協議やドナー視察等の場を通じ、問題があれば指摘しつつ、政策調整を行う。 毎年来日するUNRWA事務局長との協議、年1回の戦略的対話、UNRWA事務局長と対パレスチナ日本政府代表事務所長との間での意見交換等の機会を通じて、PDCAの更なる改善につき協議を行っている。
担当課室名	緊急・人道支援課	